

「山形県文化基本条例（仮称）」制定へ向けての論点について

I 条例の基本的構成イメージ

1. 前文
2. 目的
3. 基本理念
4. 責務・役割
5. 文化に関する基本的施策
6. その他（計画、審議会、基金等）

II 各項目ごとの論点

1 前文

○前文は、条例制定の背景、趣旨、基本理念、決意などを明らかにするために設ける。

論 点

□ 前文にどのような内容を盛り込むか。

* 山形県の文化の歴史、特色

- 例)・最上川、舟運文化、出羽三山、精神文化
- ・黒川能や林家舞楽など各地に残る民俗芸能
 - ・歌人や作家など多くの著名な文化人
 - ・山形交響楽団、山形美術館
 - ・県都のシンボル山形県郷土館「文翔館」

* 文化の意義

- 例)・創造性や感性を育み、豊かな人間性を涵養
- ・人々がお互いを理解、尊重し、共に生きる社会の基盤
 - ・喜びや感動、精神的な安らぎ

*** 文化への新たな期待**

- 例) ・ 地域への愛着・誇りの醸成
・ 文化を活かした観光や産業の振興、まちづくり

*** 条例制定の契機**

- 例) ・ 出羽三山の日本遺産認定など
・ 山形駅西口拠点施設の開館

*** 条例に込めた決意**

- 例) ・ 新たな施設を拠点として、文化に期待される役割を最大限に発揮
・ 県民はじめ文化に関わる多様な主体が一体になって取り組む。
・ 本県の豊かな文化を享受、創造、継承
・ 文化の多様な可能性を人づくり、地域づくりに活かす。

参 考：他の自治体の例

【茨城県】

- * 茨城県の文化の歴史、特色**
*** 文化の意義：**郷土への誇りと愛着を深める県民共通の財産
創造力を高め、個性を形づくるもの
社会的な活力の源泉、経済発展の基盤
*** 条例制定の契機：**東日本大震災⇒文化の力の再認識
*** 決意：**県民主役、文化の次世代への継承、交流、創造、発展

【石川県】

- * 文化の意義：**豊かな人間性を育み、心のつながり、理解、尊重し合う社会の基盤
心の糧、文化とともに生きることは人の願い
*** 石川県の文化の歴史、特色**
*** 条例制定の契機：**北陸新幹線開業⇒文化の発信、交流、地域の活力向上
*** 決意：**県民が文化に誇りを持ち、県民共通の財産として次世代へ継承
国際的にも評価される文化の創造と発展

2 目的等

○条例制定により目指すべき姿と達成するための手段を明確にする。

論 点

□条例にどのような内容を定めるのか。

例) (参考 文化政策の法的基盤 文化芸術基本法と文化振興条例)

- ・文化に関する施策の基本理念
- ・県の責務、市町村、県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割
- ・文化に関する施策の基本事項
- ・文化活動に対する財政的な支援措置
- ・文化推進基本計画等の策定 など

□目指すべき姿は (普遍的なものにする必要がある)

- 例) ・県民一人ひとりが喜びと幸せを実感できる活力あふれる山形づくり
- ・心豊かな県民生活及び活力あふれる地域社会の実現 など

参 考

■定める内容

【茨城県】 基本理念、県の責務、県民、市町村、文化活動団体、事業者の役割
文化振興施策の基本となる事項

【石川県】 基本理念、県、市町の責務、県民、文化団体、その他の主体の役割
文化振興施策の基本となる事項

【文化芸術基本法】 基本理念、国、地方公共団体の責務、文化芸術施策の基本となる事項

■目指すべき姿

【茨城県】 心豊かな県民生活及びいつまでも活力に満ちあふれた地域社会の実現

【石川県・沖縄県・宮城県】 心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現

【岩手県】 県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成

【文化芸術基本法】 心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与

3 基本理念

○文化に関する施策の推進についての基本的な考え方を定める。

論 点

□「文化芸術基本法」を踏まえ、どのような内容を定めるのか

例

- ・ 県民の自主性及び創造性の尊重並びに能力発揮のための配慮(基本法1, 2)
- ・ 県民が等しく文化を鑑賞し、創造し、文化活動に参加できる環境の整備(基本法3)
- ・ 本県文化への県民の理解、愛着や誇りを育むための配慮(基本法8を含む)
- ・ 本県文化の保護、継承、発展向上のための配慮(基本法5, 6)
- ・ 本県の文化資源の活用による地域活性化(基本法10)
- ・ 本県文化の発信・交流等の推進(基本法7)
- ・ 県民、文化団体等と行政との連携・協働



参 考

【文化芸術基本法】※下線は H29.6 の改正部分

1. 自主性の尊重
2. 創造性の尊重及び地位の向上
3. 文化芸術創造享受権及び文化芸術活動のための環境の整備
4. 日本及び世界の文化芸術の発展
5. 多様な文化芸術の保護及び発展
6. 地域の特徴ある文化芸術の発展
7. 日本の文化芸術の世界への発信
8. 児童生徒等に対する文化芸術教育の重要性
9. 国民の意見の反映
10. 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携

【茨城県】

- ・ 県民の自主性及び創造性の尊重、能力発揮に係る配慮(基本法1, 2)
- ・ 県民が等しく文化を鑑賞し、参加し、創造できる環境の整備(基本法3)
- ・ 文化の多様性の尊重並びに保護および発展(基本法5, 6)
- ・ 本県文化の次世代への継承に係る配慮(基本法8)
- ・ 文化に関する関係者と県の相互連携及び協力
- ・ 文化の継承及び発展に資する人材の育成

【石川県】

- ・ 県民の自主性・創造性の尊重(基本法1, 2)
- ・ 県民が等しく文化を鑑賞・参加・創造できる環境の整備(基本法3)
- ・ 本県文化が県民共通の財産として育成・継承・発展(基本法5)
- ・ 地域固有の多様な文化の尊重とその活用による地域の活性化(基本法6)
- ・ 文化に関する情報発信・文化交流の積極的推進(基本法7)
- ・ 県民、文化団体、大学等高等教育機関、行政の連携・協働

4 責務・役割

○文化に関する施策を推進するために必要な関係者の役割・責任を明確にする。

論 点

□ それぞれの責務又は役割をどのように定めるか

例) ・ 県の責務：県の文化に関する施策の策定・実施等

- ・ 県民の役割：自主的な文化活動を通じた文化の振興・継承
- ・ 市町村の役割：地域の特性に応じた文化に関する施策の策定・実施等
- ・ 文化団体等の役割：自主的な文化活動を通じた文化の保護・継承・振興
- ・ 事業者の役割：文化活動の実践、支援を通じた文化の保護・継承・発展
- ・ 教育機関の役割：文化に親しむ機会の創出、調査研究、
人材育成を通じた文化の保護・継承・発展



参 考

■ 役割、責務を明確にする範囲

【文化芸術基本法】※下線は H29.6 の改正部分

- ・ 国の責務：文化芸術施策の策定、実施
- ・ 地方公共団体の責務：地域の特性に応じた施策の策定、実施
- ・ 文化芸術団体の役割：文化芸術活動の充実、文化芸術の継承、発展、創造

【茨城県】

- ・ 県の責務：文化振興施策の策定、実施
- ・ 県民の役割：自主的、主体的活動を通じた文化の振興
- ・ 市町村の役割：地域の特性に応じた文化振興施策の策定、実施
- ・ 文化団体の役割：文化活動を通じて自主的、主体的な文化振興
- ・ 事業者の役割：事業活動、自主的、主体的な文化活動への支援を通じた文化振興

【石川県】

- ・ 県の責務：文化振興施策の策定、実施
- ・ 市町の責務：地域の特性に応じた文化振興施策の策定、実施
- ・ 県民及び文化団体の役割：自主的、主体的な文化活動を通じた文化振興
- ・ 大学等の高等教育機関の役割：文化に関する調査研究、文化活動への支援、人材の育成を通じた文化振興

【山形県文化振興プランにおける各主体の役割】

1. 地域の文化活動の主体（県民）：主体的、積極的な文化活動、伝統文化の継承
2. 文化芸術団体：文化芸術における地域リーダーとしての活動、実践
担い手の育成により文化芸術の次世代への継承
3. 県：文化振興プランの策定、文化活動基盤の整備、広域的な文化事業の実施
市町村：地域の文化施設整備、文化芸術活動機会の提供、伝統文化の保護・継承の支援
4. （公財）山形県生涯学習文化財団：文化芸術事業の企画、コーディネート、文化芸術活動への支援、アウトリーチ活動
5. 教育機関：学校教育や課外活動の活用による文化に親しむ機会の創出、地域の文化活動に参加できる環境で整備
6. 文化関連施設：文化芸術鑑賞、活動参画の機会提供、専門人材の育成、地域住民の文化芸術活動の拠点
7. 企業等：地域の文化活動への支援

5 基本的施策

○講ずべき基本的施策について定める。

論 点

- 「文化芸術基本法」を踏まえ、どのような内容を盛り込むか。
- どのような構成にするか。

構成例)・文化の振興

(芸術の振興、伝統文化の継承・発展、生活文化等の振興、文化財等の保存・活用・・・)

・人材の育成

(文化の担い手等の育成・支援、次世代を担う子どもたちの育成・・・)

・文化に親しみ・育む環境づくり

(県民の文化意識の向上、県民が文化に親しむ機会の充実、文化に関する交流機会の充実、文化施設の機能充実・活動促進、事業者による文化支援活動の促進、文化情報の収集及び発信・・・)

・文化を活かした地域づくり

(文化による地域づくり、文化による産業の創出・振興、文化を活かした観光振興・・・)

・その他の施策

(推進体制の整備、財政上の措置、顕彰・・・)

参 考

【文化芸術基本法】・・・参考資料 1, 4 を参照

【茨城県】

①人材の育成

(文化の担い手育成・確保、次世代を担う子どもたちの育成、文化に関する教育の充実)

②文化の振興

(芸術の振興、伝統文化の継承・発展、生活文化の振興、文化を活用した地域づくり、文化交流の推進)

③文化的資産の活用

(文化的資産の活用、文化財の保存等、公共の建物等の建築に当たっての配慮)

④文化活動の充実

(県民の文化活動の充実、高齢者、障害者等の文化活動の充実、青少年の文化活動の充実)

【石川県】

①石川の優れた文化の継承及び発展

(芸術の振興、伝統芸能の継承及び発展、伝統工芸の継承及び発展、食文化の継承及び発展、生活文化等の振興、文化財等の保存及び活用、文化の担い手の育成、子どもによる文化の継承、顕彰)

②文化に親しむ環境づくり

(県民の文化意識の向上、県民が文化に親しむ機会の充実、子どもが文化に触れる機会の充実、学校教育における文化活動の充実、高齢者障害者等の文化活動の充実、文化施設等の充実及び活用の促進)

③文化による地域づくり

(ふるさと文化の継承及び発展、ふるさと文化の活用による地域の活性化、文化による地域産業の振興)

④文化の交流及び発信

(文化に関する交流の促進、文化に関する情報の収集及び発信、文化の観光資源としての活用)

⑤文化を支える仕組みづくり

(推進体制の整備、企業等による文化支援活動の促進、財政上の措置)

【山形県文化振興プラン】

1. 県民誰もが文化芸術に親しむ環境づくり

- (1)鑑賞機会の充実、多様な文化イベントの実施の促進
- (2)文化芸術活動への参加・創造の促進

2. 山形の文化を活かした人づくりと山形の文化の向上

- (1)伝統文化の担い手や文化イベントを企画する人材の育成
- (2)幼少期からの文化芸術体験の充実と文化に対する理解を深める環境づくり

3. 山形の文化を活用した地域活性化

- (1)山形の文化の発信を通じたブランド力の確立
- (2)文化による観光振興・産業振興・まちづくり

6 その他

○ 1～5のほかに定めるべき事項

論 点

計画等の策定

例)・文化推進基本計画（基本法第7条の2 努力義務）

審議会等の設置

例)・条例設置とせず、要綱等で文化推進懇話会等を設置し、意見聴取を行う。

基金等の設置

例)・やまがた社会貢献基金が既に設置され、実質的に文化芸術活動に使える仕組みになっているため、条例設置としない。

その他

参 考

【文化芸術基本法】

- ・ 計画等：文化芸術推進基本計画（基本法7条）
- ・ 審議会等：文化審議会（文化審議会令）
- ・ 基金等：芸術文化振興基金（独立行政法人 日本芸術文化振興会）

【茨城県】

- ・ 計画等：文化振興計画（条例）
- ・ 審議会等：条例に規定なし
- ・ 基金等：条例に規定なし

【石川県】

- ・ 計画等：文化振興基本方針（条例）
- ・ 審議会等：条例に規定なし
- ・ 基金等：条例に規定なし

7 施行時期

公布の日から施行（平成30年3月を目途）